

生駒市規則第26号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成18年9月29日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織規則等の一部を改正する等の規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第1条 生駒市行政組織規則(平成6年7月生駒市規則第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「第41条」を「第41条の3」に改める。

第2条中「及び部(以下)」を「、部及び局(以下これらを)」に、「建築指導課 庶務係 指導係 審査係」を「建築指導課 指導係 審査係」に、

「再開発課 再開発係」を

「 再開発課 再開発係

水道局

下水道課 計画係 業務係 施設係 工務係 に改める。

竜田川浄化センター 施設係

」

第3条中「第41条」を「第41条の3」に、「及び衛生処理場」を「、衛生処理場及び竜田川浄化センター」に改める。

第38条庶務係の項を削り、同条指導係の項を次のように改め、同条審査係の項第7号を削る。

指導係

(1) 建築に関する各種申請書及び届出書の受付並びに確認済証等の交付に関すること。

(2) 建築審査会に関すること。

- (3) 建築物の動態調査報告に関すること。
- (4) 租税特別措置法による優良住宅の認定に関すること。
- (5) 公印の保管に関すること。
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）による許可、承認及び認定に関すること。
- (7) 建築基準法による道路の位置指定、変更及び廃止に関すること。
- (8) 違反建築物の是正、調査及び処分に関すること。
- (9) 特殊建築物、昇降機及び建築設備の定期検査及び報告に関すること。
- (10) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）による認定等に関すること。
- (11) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）による分別解体等に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。

第2章中第41条の次に次の2条を加える。

第41条の2 下水道課が分掌する事務は、次のとおりとする。

#### 計画係

- (1) 公共下水道及び都市下水路の基本調査及び基本計画並びに計画決定及び事業認可に関すること。
- (2) 公共下水道の普及宣伝に関すること。
- (3) 公共下水道供用開始の公示に関すること。
- (4) 下水道関係団体との連絡に関すること。
- (5) 流域下水道との調整に関すること。

#### 業務係

- (1) 公共下水道受益者負担金の賦課徴収及び滞納処分に関すること。

- (2) 公共下水道受益者負担金に係る調査に関する事。
- (3) 下水道使用料その他の収入金に関する事。
- (4) 下水道補助事業の申請に関する事。
- (5) 公共下水道及び都市下水路の用地補償等に関する事。
- (6) 課の庶務に関する事。

#### 施設係

- (1) 公共下水道及び都市下水路の維持管理に関する事。
- (2) 維持管理用資材及び機器類の検収及び管理に関する事。
- (3) 下水道台帳の管理及び整備に関する事。
- (4) 公共下水道管理者及び都市下水路管理者以外の者が行う下水道設備  
(都市計画法による開発行為を含む。)の審査及び指導に関する事。
- (5) 排水設備工事の確認申請及びしゅん工検査に関する事。
- (6) 排水設備の普及指導に関する事。
- (7) 排水設備指定工事店及び排水設備責任技術者に関する事。
- (8) 水洗便所改造資金融資あっせんに関する事。
- (9) 除害施設の指導に関する事。
- (10) 地下埋設物事前協議に関する事。

#### 工務係

- (1) 公共下水道及び都市下水路の工事の設計、施行及び監督に関する事と。
- (2) 公共下水道及び都市下水路の工事に伴う用地の境界明示その他出願に関する事。
- (3) 公共下水道及び都市下水路の工事資材及び機器類の検収及び管理に関する事。
- (4) 公共下水道及び都市下水路の災害復旧に関する事。

(5) 公共下水道計画区域外の下水路工事の指導に関する事。

(6) 処理場の設計、施行及び監督に関する事。

(7) 私道内公共下水道枝管工事に関する事。

第41条の3 竜田川浄化センターが分掌する事務は、次のとおりとする。

施設係

(1) 竜田川浄化センター、山田川浄化センター及び中継ポンプ場の維持管理及び運営に関する事。

(2) 竜田川浄化センター、山田川浄化センター及び中継ポンプ場の水質、臭気及び汚泥の検査に関する事。

第42条第1項中「、公室長」を「公室長、局にあっては局長」に改める。

第45条第1項中「場長」の次に「、竜田川浄化センターにあっては所長」を加える。

第47条第1項中「、場長補佐」を「場長補佐、竜田川浄化センターにあっては副所長」に改める。

(生駒市情報セキュリティに関する規則の一部改正)

第2条 生駒市情報セキュリティに関する規則（平成16年2月生駒市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「、水道事業管理者」を削る。

(生駒市公印規則の一部改正)

第3条 生駒市公印規則（平成9年3月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表一般公印の表中16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項の次に次のように加える。

15	水道局長印	てん書	縦横21mm	生駒市 水道局長 長之印	水道局長 名で発す る文書	下水道課 長
----	-------	-----	--------	--------------------	---------------------	-----------

(生駒市職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第4条 生駒市職員の職の設置に関する規則（昭和56年7月生駒市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「部長」の次に「、局長」を加える。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第5条 給料等の支給に関する規則（昭和32年7月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の5第1項の表中「衛生処理場の場長」の次に「、花のまちづくりセンターの所長、竜田川浄化センターの所長」を加え、「、水道局下水道課の課長、水道局竜田川浄化センターの所長」及び「、水道局下水道課の主幹」を削り、「花のまちづくりセンターの所長」を「竜田川浄化センターの副所長」に改め、「、水道局下水道課の課長補佐、水道局竜田川浄化センターの副所長」を削る。

(生駒市予算規則の一部改正)

第6条 生駒市予算規則（昭和40年1月生駒市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、部長」の次に「、局長」を、「衛生処理場長」の次に「及び竜田川浄化センター所長」を加え、「、水道局長、水道局の下水道課長及び竜田川浄化センター所長」を削る。

(生駒市会計規則の一部改正)

第7条 生駒市会計規則（昭和48年3月生駒市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「小平尾南隣保館長」を「竜田川浄化センター所長」に改め、「、水道局の下水道課長、下水道課主幹及び竜田川浄化センター所長」を削る。

別表第1中

「

再開発課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	

」

「

再開発課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	に
	所管に係る物品の出納保管	—	
下水道課長	所管に係る負担金、使用料その他徴収金の収納（生駒市下水道使用料に係る事務の委任に関する規則（平成18年9月生駒市規則第32号）第1項の規定により委任したものを除く。）	所管係員	に
	所管に係る物品の出納保管	—	
竜田川浄化センター所長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	に
	所管に係る物品の出納保管	—	

」

改め、同表水道局下水道課長の項及び水道局竜田川浄化センター所長の項を削る。

（生駒市公共下水道事業の一部の事務委任に関する規則の廃止）

第8条 生駒市公共下水道事業の一部の事務委任に関する規則（平成11年4月生駒市規則第12号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。